

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380684

研究課題名(和文) 社会的所有に関する知識社会学的研究 - 賃労働社会との関係を中心に

研究課題名(英文) A sociological study concerning the social property and its relation to the wage-earning society.

研究代表者

宇城 輝人 (Ushiro, Teruhito)

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：60381703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「個人という生活形式」の集団的基盤としての「社会的所有」を、その起源から跡づけ、「賃労働社会」をどのように規定してきたか知識社会学的に検討した。そのさい以下の3点に焦点をおいた。(1)19世紀フランスにおける所有をめぐる議論を社会的所有の概念史として再構成すること。(2)ブルードンの所有論の意義を考察し、個人主義、社会的所有、そして社会立法との関連性を分析すること。(3)「個人という生活形式」が社会的所有との連関で展開される歴史的諸相を分析すること。

研究成果の概要(英文)：This study examines the origins and the evolution of the "social property" which is the collective basis of the individuality as a form-of-life, and its extent to determine the wage-earning society. From a viewpoint of the sociology of knowledge, the study focuses on the following three points: (1) to recompose the history of the concept of social property by investigating the political debate about private property in the 19th century France, (2) to reconsider how thoughts of P.-J. Proudhon on property right influenced the development of individualism, social property, and social legislation, (3) to reexamine historical modalities of individuality as a form-of-life in relation to social property in the 20th and 21st centuries.

研究分野：労働の知識社会学、社会的なものの思想史

キーワード：所有 個人主義 ブルードン 社会的なもの

1. 研究開始当初の背景

本研究は、1990年代以降の国内外の社会科学で重きをなしてきた福祉国家の思想的・認識論的基盤の知識社会的・歴史社会的な研究の積み重ねを注意深く参照しながら研究代表者が遂行してきた研究活動のなかから企画された。かつて科研費交付を受けた研究「賃労働社会の起源と展開に関する知識社会学的研究」(基盤研究(C)研究課題番号20530469。以後「前研究課題」と呼ぶ)の延長線上に新しい問題領域の構想として本研究は位置づけられる。そのさい意識されたのは、とりわけフランスの社会科学に顕著な傾向だが、「社会的所有(propriété sociale)」の概念に注目する研究の進展のなかで、理論的な興味関心が社会保障の制度的側面から、そのなかに展開される生活形式としての個人主体へと重点移動を起こしつつあるように思われたことである。

「社会的所有」とは、たとえば無償公教育や公営住宅のような行政の提供するサービス、各種の社会保険(健康保険、失業保険、年金など)といった、一定のアクセス条件を満たせば私的所有(財産)同様に個人が享受しうる集団的所有(財産)を指す。この概念(とその具体的諸制度)への着目は、アンリ・アッツフェルドやジャック・ドンズロの研究(H. Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité social 1850-1940*, 1971; ドンズロ『家族に介入する社会』1977)などにはじまるが、その後、ロベール・カステルの一連の研究(R. Castel & C. Haroche, *Propriété privée, propriété sociale, propriété de soi*, 2001; カステル『社会喪失の時代』2009)によって深められ、研究分野に大きなインパクトを与えてきた。その帰結のひとつとして、福祉国家の機能不全ゆえの個人化の広がりを理解するために個人主義論の再活性化が促された。ルイ・デュモンの比較人類学(『個人主義論考』1983)がまずあり、そして消費社会論的な個人主義研究(たとえば、クリストファー・ラッシュ『ナルシシズムの時代』1979; ジル・リボヴェツキー『空虚の時代』1983)が消費生活と社会保障の関係について論点を深めてきた。

本研究は、このような研究史的な文脈を踏まえて現代社会論的な研究の勃興を咀嚼しつつ、社会的所有の概念によって新たな相貌を見せはじめた社会保障の思想史に貢献するために構想された。

2. 研究の目的

したがって本研究は、「前研究課題」でえた賃労働社会を構成する思想と制度についての知見を発展させながら、賃労働社会とそのなかでの労働、さらには私生活のありようを別の側面から捉え返すことを主眼とする。社会的所有が福祉国家の働きの基盤をなす

ものであり、したがって上述の再編成がいわゆる民営化=私有化を意味するのは明らかである。そのことを踏まえて本研究の目的を踏み込んで記述するならば、次の2点のように言い換えることができる。(1)社会的所有の概念は、19世紀の古典的自由主義、20世紀の社会法にもとづく福祉国家、現在のポスト福祉国家状況を、ひとつの視点のもとに統一的に把握する視点をもたらしうる。よって、福祉国家の作用を、自由主義の基本原則である(私的)所有の概念・制度の「拡張」として把握すること。自由主義、福祉国家思想や社会主義、さらにはネオリベラリズムの対立図式にもとづく従来の概念把握では隠れてしまう思想や制度の局面に光をあてることができるだろう。(2)自由主義の制度としての「所有」が政治的かつ経済的に人間を自立した個人的主体へと仕立てる資源として設定されたものであることから、社会保障ないし賃労働社会の形成と再編成とを「個人という生活形式」の問題として捉え直すこと。そして、ポスト福祉国家の社会において、雇用や家族関係などの生活諸条件の脆弱化をもたらす「社会現象の個人化」を所有の思想と制度の変容を媒介項として近代化の長い歴史のなかに適切に位置づけ、統一的な視点のもとに再解釈すること。

以上の目的を追求するにあたって本研究では、大きく3つの研究対象領域を設定する。(1)社会的所有の概念史の構成とその分析。(2)社会的所有と個人主義との連関の要に位置するブルードンの所有論およびその社会法などへの影響の分析。(3)「個人という生活形式」が社会的所有との連関で展開される歴史的諸相の分析。相互に密接に連関している3つの領域は、前研究課題のテーマであった労働とその臨界としての非労働と密接につながっており、たえず労働と所有の関係、所有における私的性格と社会的性格の関係へと議論は立ち返る。それが研究全体に統一的な視点をもたらす。

(1)「社会的所有の概念史」については、まず準備的作業として、民法典の制定から1840年代にかけての時期に「私的所有のパラドクス」(生活の安定のためにもっとも所有を必要とする貧民には所有がない)が「社会問題」として姿を表す様子を考察する。次に、この対象領域における中心論点として、19世紀末から両大戦間期にかけての時期に社会法が確立してゆくのと同時に、私的所有から社会的所有へと拡張される様子に分析を加える。いずれの時期においても、所有という法的制度から社会(家族)の起源、国家権力の正統性を説明する物語が哲学的、歴史的、進化的な議論から導出される場面を検討する。また、連帯主義、自治体社会主義 socialisme municipal の思想と実践に注目する。

(2)ブルードンの思想については、(1)で実施する19世紀前半の思想状況を踏まえ、『所有とは何か』(1840)から『所有の理論』(1866)

にいたる一連の著作を検討し、議論の振幅の幅を跡づけ、その問題設定を分析する。次に、主に戦間期にジョルジュ・ギユルヴィッチやマキシム・ルロワなどの議論をつうじて最終的に社会法が確立していく過程においてブルードン思想が果たした役割を検討する。個人的でも共同体的でもない集団的な次元を理論的に画定する思想に焦点をあてて分析する。ここでも(1)で実施する社会法にかんする思想研究が密接にかかわる。

(3)「個人性の社会的基盤」については、まず、福祉国家(社会的なもの)が可能にする個人性について前述の先行研究を踏まえて、第二次大戦後に一般化する「社会的上昇」のモデルと行政サービスの関係を事例として分析する。そのさい前研究課題における雇用と社会住宅にかんする知見にもとづいて、(2)で手に入れた固有に集団的な次元に焦点をあてて考察を展開する。次に、それを受けて、ポスト福祉国家に現れた「社会的保護以後の不安定」(カステル)状況の種別性を、古典的な個人主義や社会的に上昇する個人との比較対象をつうじて明らかにする。

3. 研究の方法

上記目的のために本研究は、可能なかぎり広汎かつ大量の国内外の文献資料の綿密な検討を基礎的作業とした。検討の対象としたのは、近代的な私的所有の問題構成が明らかになる復古王政期から七月王政期にかけての、さらに社会的所有が確立される第三共和政期における、フランスの法・政治思想、社会的知識、各種の諸実践、「社会主義」という言葉のもとに概括されてきた多様な言説と実践。本研究ではとくにブルードンの著作に焦点をあてる。さらには現代個人主義を特徴づける現象にかんする一次文献資料、そして国内外の当該分野にかんする二次文献資料である。

以上の基礎的作業を踏まえて、(1)社会的所有の概念史を再構成する歴史社会学的手法、(2)社会的所有と結びつくさまざまな概念が言説空間のなかで占める位置を分析し、それが個人の様態をどのように変容させ、どのような個人主義文化として析出するか分析する知識社会学的手法、のふたつの手法を用いて、研究全体の概念枠組みを構成し、それにそって理論的な考察を積み重ね展開した。

4. 研究成果

本研究の成果の特徴を一言でいうならば、これまで日本で注目されることの少なかった社会的所有という概念にかかわる一次文献資料と研究蓄積を精査することにより、労働、社会保障、都市空間といった諸制度に通底する視点に立脚して、従来あまり関連づけられてこなかった福祉国家・社会保障と個人

主義の密接な連関を、社会的所有の論理のなかに見出したことである。こうして打ち出された新たな理論的視野において、社会的なものないし社会連帯における個人的なものの水準の意義を見定め、福祉国家の以前と以後における個人性の変容をある程度明らかにすることができた。さらに、その個人性水準が確立されるにあたって必須であると第2次大戦後に認識されるにいたった、人権とその基盤をなす反レイシズムの意義についても一定の考察を加えることができた。

(1)社会的所有の概念史。王政復古期を中心に19世紀前半に歴史学の理論的刷新をめぐって論争が戦われた。論争の賭金となったのは、個人の自立の基盤となる私的所有の起源と、私的所有を保障する役割を果たすという意味での国家権力の正統性であった。近代的な個人主義と国家制度を確立するのに大きな役割を果たしたこの議論において、これまであまり着目されてこなかったが所有の社会的性格が重要な論点を構成していたことを指摘し、私的所有の成立過程においてすでに社会的所有が胚胎していたことを示した。

ついで、人間社会についてのものの見方を大きく変えた社会進化論が登場した19世紀後半(第三共和政期)に、ふたたび所有が論争の賭金となった。この度は、原始社会への注目から、社会の起源なかつ家族の起源が共同体所有とともに議論の的になる。社会的所有の概念が直接的に練り上げられるのは、この共同体所有との対質においてであった。個人主義と社会主義の弊害を同時に逃れうる社会制度の基盤として社会的所有が構想されるのは、このような道筋においてであった。

(2)ブルードンの所有論の思想史的意義。ブルードンの思想のもっとも重要な特徴は、「個人主義でもなく社会主義でもなく」という形式の第3の社会構想の創始者である点に求めることができる。したがって、その所有批判は、個人というかたちをとる私的なものへの批判であると同時に共同体というかたちをとる集団的なものへの批判でもある。ブルードンの所有批判は、それ自体だけで社会的所有の概念へとつながるのではないが、ふたつの意味で社会的所有の基盤を提供したといえるように思われる。(1)ブルードン派の社会的実践、たとえばサンディカリズム、相互扶助の組織化など国家統治から相対的に自立した社会的領域の設立をさまざまに試みたこと。(2)そうした社会的領域の実定性を背面として、共同体と国家統治のあいだにどちらとも異なる社会的なものを構想可能にする理路を用意したこと。

(3)反レイシズムの起源。研究遂行の途上で、社会的なものにとって反差別の諸概念、諸実践が重要であると改めて認識された。とりわけ、戦間期から第2次大戦期にかけての反ユダヤ主義、ファシズム経験が社会的な正

義がどのようにして破壊されるかを雄弁に示している以上、第2次大戦後の社会的なものの根底に反レイシズムと人権の概念の拡張(「第3世代の人権」)がおかれるのは必然的であった。その前段をなす戦間期の反ファシズム、反レイシズムの諸潮流が合流して統一戦線をなす様子を跡づけ、その結実である戦後の反レイシズムを根拠づけたユネスコの各種文書を分析した。その結果、反レイシズムはレイシズムへの反対というネガティブな規定をもつというよりは、反ファシズムとして表現されたシオニズム、人種・民族の多様性の追求としての反植民地主義、統治における包摂政策につながる反人種隔離(反アパルトヘイト)の3つの動きの合流地点として、それ独自のポジティブな志向性をはらむ運動体であると考えべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

宇城輝人、戦後反レイシズムの起源、現代社会学フォーラム、査読無、14号、2015、54-63

酒井隆史、宇城輝人、前川真行、天田城介、都市論—生存の都市へ、生存学、査読無、6号、2013、220-277

市野川容孝、宇城輝人、宇野重規、ソーシャルがなぜ重要なのか—社会がどのように分断されているかを発見するための「社会的なもの」、図書新聞、査読無、3106号、2013、1-2

〔学会発表〕(計 2 件)

宇城輝人、プルドンにおける所有の問題、日仏社会学会・日仏会館共催「甦るプルドン—『貧困の哲学』合評シンポジウム」、2015年7月26日、日仏会館(東京)

宇城輝人、レイシズムと社会的なものの歴史のために、関西社会学会、2014年5月25日、富山大学(富山)

6. 研究組織

(1)研究代表者

宇城 輝人 (USHIRO, Teruhito)

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：60381703